

農業所得の収支内訳書と生命保険料控除

本年度の市県民税・所得税の申告期間は平成25年2月18日から3月15日までです。例年、相談会場は大変混雑します。事前の準備で、申告がスムーズに済ませることが出来ます。今回は農業所得の収支内訳書の作成と、生命保険料控除についてご案内します。

農業所得 収支内訳書の作成

① 収支内訳書の準備

農業所得の確定申告または市県民税申告をするには、収支内訳書が必要になります。収支内訳書を作成する前に、領収書・伝票の整理、預金通帳の記帳などを行い、書類を整理してください。

② 収支内訳書作成のヒント

市ホームページに申告用「農業収支計算ソフト」を掲載しています。ダウンロードして、収入や経費などを入力すると収支内訳書を作成することができます。また、減価償却費の計算も簡単に行えますので、ぜひご活用ください。

③ 確定申告書の作成と提出

農業所得のほかに所得がある場合は、収入が分かる書類（源泉

パソコンを使用しない人は、各総合支所地域支援課窓口に備え付けの、収支をまとめるための「各月の収入と支出の状況表」を利用することで、より確実に作成することが出来ます。

徴収票など）や所得控除に関わる書類とともに作成した確定申告書（市県民税申告書）を提出してください。



事前に準備しておいたから、スムーズに申告できたよ。



農産物応援キャラクター「あぶふる」も確定申告

生命保険料控除の改正点 介護医療保険料控除が新設

生命保険料控除の改正により、25年の申告から、生命保険料の控除額は下の表のとおり計算されます。（所得税は24年分から、市県民税は25年度分から適用になります）

平成24年1月1日以降に契約した保険契約について、これまで一般生命保険料控除として取り扱われていた介護・医療保障を内容とする保険料について、新たに「介護医療保険料控除」が設けられます（表1太枠部分）。

控除額の計算は（表2）のとおりです。平成23年12月31日までに契約をした保険については、これまでと同様の保険料控除を適用します（表3）。ただし、新制度契約と旧制度契約の双方から保険料控除を受ける場合、新制度の控除限度額が適用となります。

圃豊科総合支所内市民税課
TEL 72・3111(代) FAX 72・8340

(表1) 生命保険料控除における所得税の所得控除限度額
※カッコ内は市県民税の所得控除限度額

●新制度契約（平成24年1月1日から）		
控除種別	保障内容	限度額
一般生命保険料控除	遺族	4万円 (2万8千円)
介護医療保険料控除	介護医療	4万円 (2万8千円)
個人年金保険料控除	老後	4万円 (2万8千円)
合計控除限度額		12万円 (7万円)
●旧制度契約（平成23年12月31日まで）		
控除種別	保障内容	限度額
一般生命保険料控除	遺族 介護医療	5万円 (3万5千円)
個人年金保険料控除	老後	5万円 (3万5千円)
合計控除限度額		10万円 (7万円)

(表2) 新制度での所得控除の計算式
(平成24年1月1日からの保険契約に適用)

所得税		市県民税	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
20,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額
20,001円～40,000円	支払保険料×1/2 + 10,000円	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2 + 6,000円
40,001円～80,000円	支払保険料×1/4 + 20,000円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4 + 14,000円
80,001円以上	一律40,000円	56,001円以上	一律28,000円

(表3) 旧制度での所得控除の計算式
(平成23年12月31日までの保険契約に適用)

所得税		市県民税	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
25,000円以下	支払保険料の全額	15,000円以下	支払保険料の全額
25,001円～50,000円	支払保険料×1/2 + 12,500円	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2 + 7,500円
50,001円～100,000円	支払保険料×1/4 + 25,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4 + 17,500円
100,001円以上	一律50,000円	70,001円以上	一律35,000円

申告期間前の相談会を開催

●相談会開催日程

会場	期間
三郷総合支所 3階講堂	2月 1日 (金)
	2月 4日 (月) ～ 8日 (金)
	2月 12日 (火) ～ 14日 (木)
明科複合施設 2階会議室	2月 1日 (金)
	2月 4日 (月) ～ 7日 (木)
堀金総合支所 別館大会議室	2月 8日 (金)
	2月 12日 (火) ～ 15日 (金)

左表のとおり申告期間前の相談会を開催します。（受付時間は午前8時30分から午後4時まで）
なお、営業、農業、不動産などの所得がある人は、事前に収支内訳書を作成しご持参ください。申告相談会の詳細は「広報あづみの」1月号に掲載します。